

4月
から

自転車損害保険への加入が義務 となります

防犯・交通安全課 0224-5721

Fax 0224-6705

近年、全国で自転車の交通事故が多発し、市内でも死傷者が出ています。そうした中、県では、交通事故が起きた場合の被害者の救済と加害者の経済的負担の軽減を目的として「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を改正し、4月1日(日)から自転車損害保険の加入を義務化します。市民の皆さんも万が一の事故に備えて、早めに自転車損害保険に加入してください。

自転車事故の高額賠償請求事例が発生しています

通学・通勤、買い物など私たちの日常的な移動手段として欠かせない自転車。サイクリングや、健康増進、環境に配慮する意識の高まりなどにより、自転車を利用する人が増加しています。

自転車利用者が増加傾向にある中で、近年、自転車の交通事故による高額賠償請求事例が全国各地で発生し、自転車の交通事故に対する社会的な責任の重みが増してきています。市内でも自転車に係る交通事故が多く発生し、死傷者も出ています。下表のとおり、

自転車に係る交通事故の死傷者数が、全体の死傷者数の約4分の1を占めていて、大きな問題になってい

ます。「自転車だから大丈夫」と思っている方もいるかもしれませんが、自転車は道路交通法上では車の一種(軽車両)であり、油断をしていると重大な事故を引き起こす可能性があります。

市内の交通事故死傷者数の状況

	死傷者数	
	全体	うち自転車利用者(%)
H27	2,083人	514人(24.7%)
H28	2,055人	481人(23.4%)
H29	1,698人	406人(23.9%)

高額賠償請求事例

賠償額：9521万円(平成

25年7月神戸地裁判決)

概要：男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路で歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭の骨を折るなどし、意識が戻らない状態になった

自転車損害保険とは？

自転車損害保険とは、自転車を利用中に、相手にけがを負わせてしまった場合の損害賠償に備えた

保険で、個人賠償責任保険・団体保険・共済などがあります(3ページ参照)。

保険加入義務化の対象となるのは、次のとおりです。

①日常生活利用者

●自転車利用者

*未成年者が自転車を利用する場合は保護者等。

②事業者

●自転車を利用する事業者

●自転車貸付(レンタル)業者等

自転車損害保険に加入していますか？

まずは、保険加入チェックフロー(3ページ参照)で保険に加入



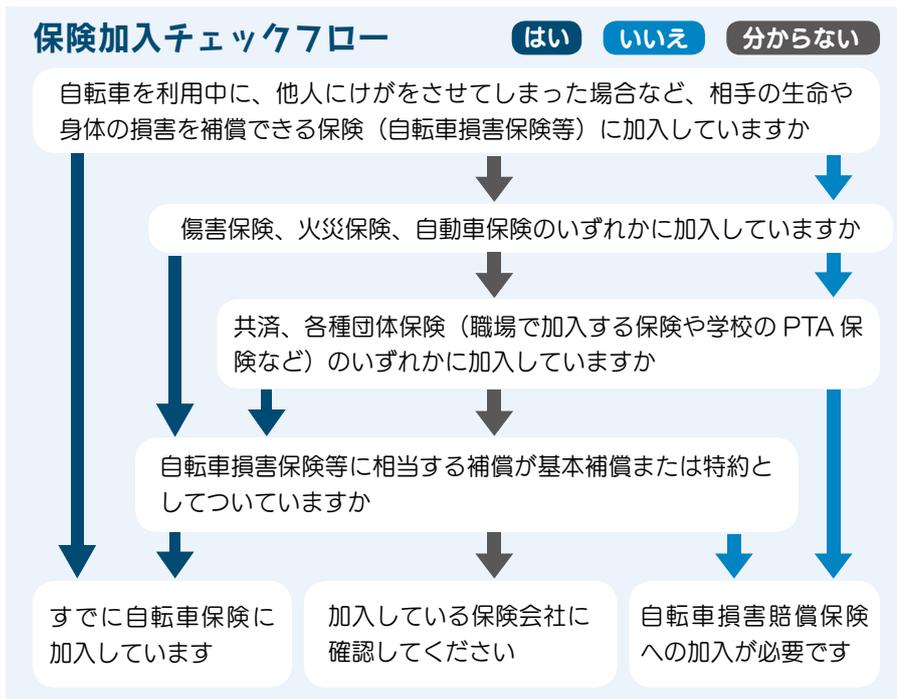
自転車損害保険 ①日常生活利用者向け

種類		概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTA の保険	PTA や学校が窓口となる保険
共済		全労災・市民共済など
TS マーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		カード会員向けに付帯した保険

自転車損害保険 ②事業者向け

種類	概要
施設所有者賠償責任保険	業務活動中の事故に備えた保険
TS マーク付帯保険	自転車の車体に付帯した保険

*市では、自転車損害保険の取り扱いはありません。



しているか確認してみましょう。既にお持ちのクレジットカードや自動車保険、火災保険等の特約として自転車保険がついている場合があります。未加入の方は、自転車販売店や保険会社などに相談してください。主な自転車損害保険については詳しくは、県ホームページまたは下の2次元バーコードで

ご確認ください。自転車損害保険の保険料や補償内容は、各保険会社等の商品によってさまざまです。保険を選ぶ際は、それぞれの補償内容などをよく確認し、ご自身の自転車の利用形態に応じた保険に加入しましょう。



安全に利用するために

自転車損害保険に加入し、万が一に備えることも大切ですが、自転車を利用する際は運転者としての責任を持ち、交通ルールとマナーを守り、安全に運転しましょう。なお、ルール等を守らない運転者には下記の講習制度があります。

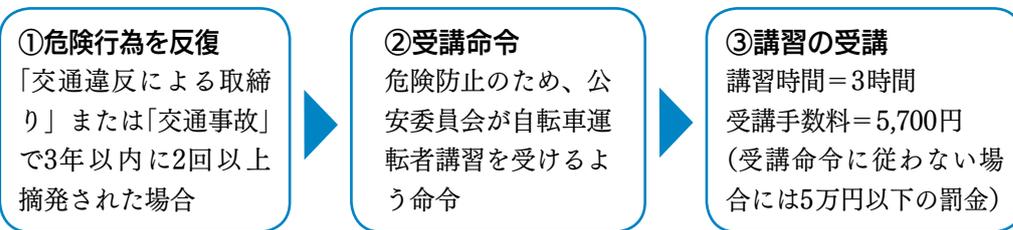
悪質・危険な自転車運転者に対する講習制度

自転車乗用中に、信号無視などの危険行為を反復する悪質な自転車運転者には、講習の受講が義務付けられています。

危険行為の例

- 信号無視
 - 酒酔い運転
 - 指定場所一時不停止等
 - 通行禁止違反
 - 安全運転義務違反
- など14の危険行為

講習制度の流れ



3月10日(土)

小江戸蔵里 昭和蔵が 生まれ変わります

産業振興課 ☎224・5934
FAX 224・8712

平成22年10月のオープン以来、川越の地場産品の販売や地元川越の食を味わえる施設として、市民の皆さんや観光客に親しまれてきた小江戸蔵里(産業観光館)。この度、昭和蔵の「くら市場」が県内の地酒が楽しめる「きさぎょ処」に生まれ変わります。

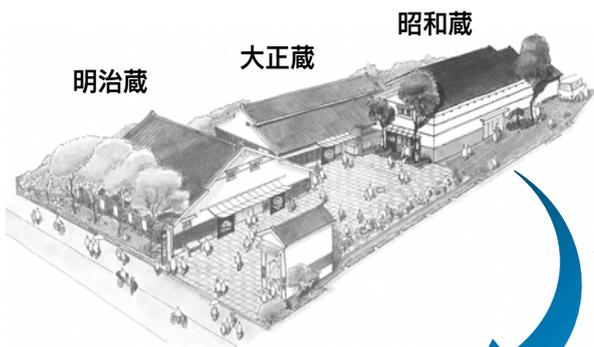
日本酒は、日本の食文化の象徴の一つとして海外でも人気が高まっています。蔵造りの町並みや着物など、和の文化が今もなお残る川越から日本文化を発信し、さらなるにぎわいの創出と商業の振興を目指します。

新しい昭和蔵では、県内35蔵の地酒をコイン式試飲機で体験できるほか、アルコールが苦手な方も楽しめるよう甘酒・ソフトクリームなどを販売します。また、市内で製造している味噌や醤油などを中心とした発酵食品の購入もできます。商品等について詳しくは、小江戸蔵里 ☎228・0855 または同館ホームページでご確認ください。

市民の皆さんはもちろん、国内外からの観光客の方も楽しめる昭和蔵。ぜひお越しください。

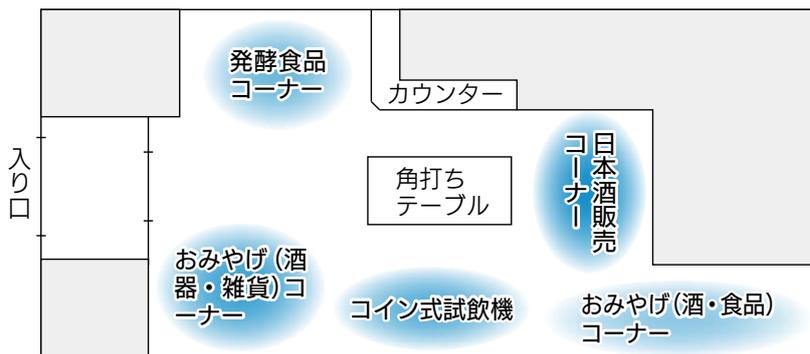
写真はイメージです

小江戸蔵里外観(イメージ図)



所在地…新富町1丁目10-1
営業時間…午前11時～午後7時

昭和蔵平面図



川越市義援金(台風第21号)をお配りしました

福祉推進課 ☎224-5769
☎225-3033

昨年の台風第21号による大雨で、市内に大きな被害が発生しました。この被害に対し、多くの市民・団体から心のこもった義援金が寄せられました。市義援金の運営・配分等について協議する義援金運営委員会は、これまでに寄せられた義援金を床上浸水・床下浸水の被害に遭われた世帯に配分することを決定し、1月31日からお配りしました。被害に遭われた皆様の1日も早い生活の復旧をお祈り申し上げますとともに、義援金を寄せてくださった皆様にお礼申し上げます。

- 義援金額…2,348万3,463円(2月5日現在)
*川越市自治会連合会から、1,449万5,638円をお預かりしました。
- 対象世帯および1世帯配分金額
床上浸水(275世帯) …70,000円
床下浸水(257世帯) …15,000円
*義援金残余金については、被害に遭われた世帯が多かった地区の自治会にお配りし、地域の防災等に役立てていただきます。

やってみませんか? 集団回収

資源循環推進課 ☎239-6267 ☎239-5054

集団回収は、地域住民の自主活動として、各家庭から資源を回収し一定の場所に集め、資源物を取り扱い業者に引き渡すリサイクル活動です。ごみの減量・資源化の促進に効果があり、市からの報償金もあります。

■集団回収説明会を開催します

紙類、びん、かん、布類の回収を集団で実施している市民団体(子ども会や自治会等)や、これから始めてみたいと考えている団体は、説明会に参加してください。なお、現在登録している団体には、事前に代表者へ通知しています。当日直接会場。

日時…3月10日(土)午前9時～▶11時～▶午後2時～ 会場…つばさ館

■集団回収事業報償金の申請受け付け

1月1日から3月31日までに実施した、集団回収実績に対する報償金の申請を受け付けます。

受付期間…4月2日(月)～13日(金) 受付場所…資源循環推進課(つばさ館1階) 提出書類…集団回収報償金交付申請書・集団回収実施報告書

■集団回収優良団体を表彰しました

1月24日、平成29年度集団回収優良団体表彰式が行われました。過去3年間の回収量が多いことなどから選ばれた

集団回収優良団体に、川合市長から感謝状と記念品が贈られました。受賞団体は、幸、仲、松江町育成会・大波子ども会・岸町3丁目自治会・熊野町自治会・下久下戸自治会・霞ヶ関北小学校PTA・大東西小学校PTA・大東西中学校PTAの8団体です。



今年の「ごみゼロ運動」は5月27日(日)、10月28日(日)です

資源循環推進課 ☎239-6267
☎239-5054

ごみゼロ運動は、道路や公園などの公共の場に落ちているごみや空き缶を拾い、清潔な環境を保ち、美しいまちづくりをする運動です。皆様のご協力をお願いします。

ごみ処理とびっくす

引っ越しシーズン、多量のごみはどう捨てる?

資源循環推進課 ☎239-6267
☎239-5054

新しい生活の準備を始めるこれからの時期は、引っ越しなどで多量のごみが出やすい時期です。

普段利用している集積所に多量のごみを出す、他の利用者がごみを出せなくなったり通行の妨げになったりすることがあります。集積所に出す場合は、必ず少量ずつ何度かに分けるようにしてください。



一度に処分する場合、市の処理施設に直接持ち込むことができます。可燃や不燃など目の違うごみを同じ車に乗せて持ち込むことはできませんが、袋を分けるなどあらかじめ分別をしてください。ご協力をお願いします。

詳しくは、3月10日発行の広報川越と同時期に配布される「平成30年度家庭ごみの分け方・出し方」をご確認ください。

農業委員会委員の任命 (敬称略)

職員課 ☎224-5553
☎225-2895

2月8日付けで、農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消など農地に関する事務を行う農業委員会の委員を任命しました。

- 栗原明(69歳・今成二丁目)
- 須賀庄次郎(82歳・宮下町二丁目)
- 粕谷貞夫(72歳・福田)
- 関根誠(65歳・鴨田)
- 吉崎一行(67歳・古谷本郷)
- 小林英男(68歳・並木)
- 鈴木一(62歳・寺尾)
- 石川秀夫(61歳・中福)
- 福田純一(68歳・豊田町二丁目)
- 長岡清(74歳・笠幡)
- 中野一明(65歳・鯨井)
- 塩野謙吉(69歳・古谷本郷)
- 内田光夫(65歳・北田島)
- 山田哲也(55歳・中台南一丁目)
- 米原民子(80歳・霞ヶ関東五丁目)
- 山木綾子(66歳・砂新田五丁目)
- 関口勇(76歳・連雀町)

所得税等の確定申告・納付はお早めに

川越税務署 ☎235-9411

平成29年分の所得税等の申告・納付期限は次のとおりです。確定申告書は、国税庁ホームページや確定申告の手引きを利用し、自宅で作成して添付書類と一緒に〒350-8666並木452-2・川越税務署に提出してください。郵送の場合で申告書(控)に税務署受付印が必要な方は、受付印を希望する旨の添え書きと切手を貼付した返信用封筒を同封してください。確定申告書の作成等については詳しくは、川越税務署 ☎235-9411(ガイダンスの後に「0」を選択)までお尋ねください。

申告・納付期限

●所得税および復興特別所得税

申告・納付期限…3月15日(木)

* 所得税の申告をする方は、原則、市・県民税の申告は不要です。

●個人事業者の消費税および地方消費税

申告・納付期限…4月2日(月)

●贈与税

申告・納付期限…3月15日(木)

受付会場・時間等

会場…川越税務署(並木452-2)

受付時間…午前8時30分～午後5時

* 相談開始時間は、午前9時です。

* 申告書の作成には時間がかかりますので、午後4時ごろまでに受け付けを済ませてください。

軽自動車等を廃棄・譲渡した場合などは手続きが必要です

市民税課 ☎224-5637☎226-2540

軽自動車・原動機付自転車・二輪車などは、4月1日を基準日として軽自動車税がかかります。廃棄や譲渡などですでに所有していない場合、または登録内容に変更がある場合は、基準日までに各窓口で手続きしてください。手続き内容により持参いただくものが異なります。詳しくは各窓口にお尋ねください。

●原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車＝市民税課(本庁舎2階)

●二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下)・二輪の小型自動車(250ccを超える)＝関東運輸局埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所(所沢市牛沼688-1) ☎050-5540-2029

●軽自動車(三輪・四輪)＝軽自動車検査協会埼玉事務所 所沢支所(三芳町北永井360-3) ☎050-3816-3111

事業所税の申告は忘れずに

市民税課 ☎224-5637☎226-2540

事業所税とは、都市環境の整備・改善に充てられる目的税です。事業を行う法人・個人で、市内の事業所などの床面積の合計が1,000㎡を超える場合、または市内の事業所の従業者数が100人を超える場合は、申告納税が必要です。事業年度の終了の日から2か月以内(個人の場合は翌年の3月15日まで)に申告し、納税してください。

なお、床面積の合計が800㎡を超え1,000㎡以下の場合、または市内にある事業所の従業者数が80人を超え100人以下の場合は課税されませんが、申告の必要があります。また、事業所用家屋の貸し付けをしている方は同課(本庁舎2階)または市ホームページにある「事業所用家屋貸付(異動)申告書」の提出をお願いします。

申告手続き等について詳しくはお尋ねください。

皆さんの意見を募集します

市では、次に掲げる施策や規則の制定を進めています。市民の皆さんの意見を反映するため、施策や規則の制定に対する意見を募集します。対象は、市内在住・在勤・在学、または利害関係のある方です。

意見の提出方法

閲覧場所で配布する意見用紙に必要事項を記入し、持参・郵送・ファクスで各提出先。

* 市ホームページからも閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見は、今後の施策や規則制定の参考にします。また、意見に対する考え方を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報情報は公表しません。

名称	担当課・問い合わせ	閲覧・募集期限	閲覧場所	提出先
	概要			
新たな交通施策(案)	交通政策課(本庁舎5階) ☎224-5519 ☎225-9800	3月14日(水)(必着)	交通政策課 市民センター 南連絡所	〒350-8601 川越市役所交通政策課
	新たな交通施策として、利用者が予約をして目的地まで乗り合いで移動できるデマンド型交通を検討しています。			
川越市空家等の適切な管理に関する条例施行規則(全部改正)(案)	防犯・交通安全課 (本庁舎3階) ☎224-5721 ☎224-6705	3月22日(水)(必着)	防犯・交通安全課 市民センター 南連絡所	〒350-8601 川越市役所防犯・交通安全課
	「川越市空き家等の適正管理に関する条例施行規則」の全部改正を検討しています。			

年度替りの時期は窓口が大変混みあいます

市民課 ☎224-5742

☎226-5091

3月中旬から4月上旬の年度替わりの時期は、転入や転出などの届け出が多く、市民課や南連絡所は、待ち時間が長くなることが予想されます。ご迷惑をお掛けしますが、住民票や戸籍に関する届け出は、市民センターでも受け付けできますので、ご利用ください。市民センターの場所は、市ホームページまたは川越市民のしおりでご確認ください。

* 証明センターでは、証明書の発行のみ受け付けできます。転入・転出などの手続きはできません。

第2・第4土曜日は開庁しています

3月の土曜開庁日は、10日と24日です。

開庁時間：午前8時30分～正午

開庁場所：市民課(本庁舎1階)・収税課(本庁舎2階)・南連絡所

開庁窓口	取り扱い業務
市民課 南連絡所	住民異動に関する届け出(転入・転出・転居・世帯変更など)、戸籍に関する届け出(婚姻・出生・離婚・死亡・転籍など)、印鑑登録・市民カードに関する手続き、住民票の写しの交付、戸籍の全部または個人事項証明書(戸籍の謄本または抄本)・身分証明書の交付、印鑑登録証明書の交付、マイナンバーカードの交付(市民課のみ。事前予約が必要です) * 住民異動届の受け付け等で他の市区町村などに問い合わせが必要な場合は、当日の証明発行はできません。
市民課	課税・所得・非課税証明書の交付 * 営業証明書の取り扱いはできません。
市民課	納税証明書の交付 固定資産税に関する証明書の交付 * 住宅用家屋証明書、固定資産家屋課税台帳登録証明書(所在証明)の取り扱いはできません。
市民課	市税(国民健康保険税を含む)の納付、納税証明書の交付、納付書の再発行、納税相談

中小企業向け融資

産業振興課 0224-5934

0224-8712

市内の中小企業に、経営の安定や設備の充実等に必要な資金の融資あつ旋をしています(左表参照)。一部対象とならない業種がありますので同課に確認してください。

中小企業事業資金融資の限度額

融資の種類	融資限度額
特別小口無担保無保証人融資	1,250万円
中小企業一般貸付融資	1,250万円
中小企業中口事業資金融資	3,000万円
小規模企業者セーフティ融資	500万円
新規創業者支援資金融資	1,000万円
中小企業認証等取得資金融資	500万円

*申し込みには、取扱金融機関との事前相談が必要です。

中小企業への経営無料相談

産業振興課 0224-5934

0224-8712

開業全般、資金調達、事業計画、事業承継、販路拡大などの経営相談を行っています。中小企業診断士の資格を持つ専門家がアドバイスを行います。

日時：平日、午前10時～午後7時(相

談時間は2時間以内)

会場：ウェスタ川越 男女共同参画

推進施設

対象：市内中小企業(市内在住の個人事業主も可)

申し込み：同課(本庁舎5階)または市ホームページにある予約票に必要事項を記入し、ファクスで同課

4月から事業系一般廃棄物処分手数料を改定します

環境施設課 0239-6901

0239-6903

事業系一般廃棄物の処理に係る費用負担の適正化を図るため、事業所・店舗・工場などの事業活動によって排出される一般廃棄物の処分手数料を4月1日(日)から次のように改定します。ご理解とご協力をお願いします。

改定前：10 kgにつき170円

改定後：10 kgにつき220円

国民年金の加入等の手続きにマイナンバーが必要です

市民課 0224-5764

0226-5091

国民年金には、20歳になったときや会社を退職したとき等に行う加入手続き、一定の年齢に達したとき等に行う請求手続きなどがあります。

3月5日(月)から、国民年金の加入や請求などの手続きにマイナンバーが必要になります。手続きの際は、マイナンバーカードまたは番号確認書類と本人確認書類(左表参照)、年金手帳、印鑑を持参してください。
*マイナンバーカードであれば番号確認と本人確認が1枚で可能です。
*印鑑は本人が手続きする場合は、不要です。

番号確認書類 (いずれかひとつ)	
●マイナンバーカード	●マイナンバー通知カード等
●マイナンバーカード	●運転免許証
●健康保険証	●年金手帳等

本人確認書類
(顔写真付きは1点、
それ以外は2点)

国民年金受給者・加入者が亡くなったら

市民課 0224-5764

0226-5091

手続きごとに受付場所が異なります。同課(本庁舎1階)・ねんきんダイヤル 0570-05-1165にお尋ねください。

国民年金の受給者が亡くなった場合

「国民年金受給権者死亡届」の提出が必要です。また、死亡月までの年金を受け取っていない分は、受給者と生計を同じにしていた遺族が受

け取ることができます。「未支給年金(保険給付)請求書」を提出してください。なお、未支給年金を受け取れるのは、3親等内の親族です。

国民年金の加入者が亡くなった場合

遺族基礎年金を受け取れる場合
要件：保険料納付期間と保険料免除期間などの合計が25年以上ある方が死亡した場合

対象：要件を満たす方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」

支給期間：子が18歳に達する年度末まで(障害年金の障害等級が1級・2級の子の場合は、20歳まで)

寡婦年金が受け取れる場合

要件：第1号被保険者(自営業者など)としての保険料納付済み期間と保険料免除期間の合計が10年以上ある夫が、年金を受け取らないまま死亡した場合

対象：要件を満たす夫と10年以上婚姻期間があった妻

支給期間：妻が60歳から65歳になるまでの最長5年間

死亡一時金を受け取れる場合

要件：第1号被保険者として3年以上保険料を納付した方が、年金を受け取らないまま死亡した場合

対象：要件を満たす方と生計を同じにしていた遺族

対象：要件を満たす方と生計を同じにしていた遺族

対象：要件を満たす方と生計を同じにしていた遺族

対象：要件を満たす方と生計を同じにしていた遺族

対象：要件を満たす方と生計を同じにしていた遺族

対象：要件を満たす方と生計を同じにしていた遺族

こども医療費・ひとり親家庭等医療費の受給資格が終了する方は 登録手続きを忘れずに

高齢・障害医療課 ☎224-6195 ☎224-7318

平成30年3月31日で、こども医療費およびひとり親家庭等医療費の受給資格が終了するお子さんのうち、一定の障害がある方は、重度心身障害者医療費支給制度への登録を行ってください。登録することで、引き続き保険診療の一部負担金などの医療費の助成を受けることができます。

*精神障害者保健福祉手帳1級で受給資格登録をした場合、精神病床への入院費用は対象外となります。

登録について

対象の方は必要書類を持参の上、同課(本庁舎2階)で手続きをしてください。

対象…こども医療費・ひとり親家庭等医療費の受給資格が平成30年3月31日で終了するお子さんと、次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1～4級(4級は本人の市区町村民税が非課税)の方
- ②療育手帳A～Bの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の方

*こども医療費、ひとり親家庭等医療費の受給資格期間は、それぞれの受給者証に記載されていますので、ご確認ください。

必要書類…障害の程度を証明するもの(身体障害者手帳等)、健康保険証、本人または保護者名義の通帳など振込先口座が分かるもの、印鑑、マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード等)と本人確認書類(運転免許証等)

手続き期間…4月2日(月)～16日(月)(期間中に手続きをすれば4月1日(日)から助成を受けることができます)

*4月17日(火)以降も手続きは随時可能ですが、手続きをした日以降の医療費が助成対象となります。

*4月16日までに手続きが難しい方は、お問い合わせください。

3月15日(木)から

民泊の届け出がはじまります

観光課 ☎224-5940
☎224-8712

近年、日本を訪れる外国人旅行者が増加し、さまざまな宿泊のニーズがある中で、住宅の空き部屋などを利用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる民泊サービスが急速に普及しています。本来、宿泊料を受けて人を宿泊させる場合には、旅館業法上の許可が必要ですが、6月15日に施行される住宅宿泊事業法(民泊新法)では、旅館業法の許可がなくても届け出をした上で、一定のルールを満たせば民泊を行うことができます。詳しくは、県観光課 ☎048-830-3959にお尋ねいただくか、観光庁ホームページをご確認ください。

住宅宿泊事業法(民泊新法)の主なルール

- 届け出後に交付される標識の掲示
- 宿泊日数等の定期報告の義務付け
- 苦情や問い合わせへの迅速な対応
- 宿泊者の安全・衛生の確保
- 宿泊者名簿の備え付け
- 宿泊日数の上限が1住宅あたり年間180日以内
- 消防法令に適合していること

民泊が可能な家屋の例

- 人の生活の本拠として使用されている家屋(特定の人が現在生活していて、住民票上の住所となっている家屋)
- 入居者の募集が行われている家屋
- 別荘等季節に応じて年数回程度利用している

家屋

- 休日のみ生活しているセカンドハウス
 - 転勤や相続等による一時的な空き家
 - 分譲マンション
- *分譲マンションの場合は、管理規約等で民泊サービスを禁止している場合もあります。必ず管理組合に確認してください。

民泊を始めたい方は必ず届け出を!

3月15日(木)より、観光庁ホームページから事前の届け出ができます。

*届け出をしないで宿泊料を受けて人を宿泊させた場合や、宿泊日数が年間180日を超えた場合は、旅館業法違反となります。違反すると、罰金100万円以下が科される場合があります。

特別弔慰金の請求はお済みですか

福祉推進課 224・5769
225・3033

平成27年4月1日から受け付けを開始している戦没者等の遺族へ支給する特別弔慰金の請求期限は、4月2日(月)までとなります。対象となる方で、まだ請求をされていない方は、同課(本庁舎1階)で配布する請求書類に必要事項を記入し、同課に提出してください。対象要件等について

運転免許証の自主返納について家族で話し合いを

防犯・交通安全課 224・5721
224・6705

昨年中に市内で発生した人身交通事故のうち、第一当事者(事故が発生した場合に一番過失が重い人など)が65歳以上の運転者であった件数は275件で、全体の約19%を占めています。高齢ドライバーの運転リスクには、加齢とともに、緑内障

などの疾病により視野が狭くなる、記憶力・判断力が低下する、筋力が衰える、反射神経が鈍くなるなどが挙げられます。このような症状に少しでも当てはまり、運転に不安を抱えている方は運転免許証の自主返納をご検討ください。手続き等について詳しくは、川越警察署 224・0110にお尋ねください。

高齢ドライバーによる交通事故対策の一環として、衝突被害軽減ブレーキ(自動ブレーキ)などの先進安全技術を活用した一定の運転支援機能を備えています。特にサポカーSに該当する車両は、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる交通事故が多い高齢ドライバーにとって、交通事故の低減につながる有効なものです。交通事故が起きる前に、家族で運転免許証の自主返納やサポカーなど、運転に関わることについて話し合ってみてはいかがでしょうか。

催し・募集

催し

大正ロマンde袴美人

春ハ短シ恋セヨオトメ

観光課 224・5940

はかまの着付け、インスタ映えする写真撮影会、生け花体験。申し込み方法等、詳しくはホームページをご確認ください。

日時：3月22日(休)午後1時

会場：旧山崎家別邸 対象：市内在住・在勤・在学の19歳以上の女性(2人1組) 定員：先着5組 経費：1人5000円

旧山崎家別邸特別公開

観光課 224・5940

母屋の2階を特別公開します。当日直接会場。

日時：3月24日(出)午前11時

午後1時

2時

会場：旧山崎家別邸 定員：各先着20人 経費：入館料100円(大学生・高校生は80円。中学生以下無料)



高校中 経費：1人5000円

ひとり親家庭等生活支援講習会

子ども家庭課 224・5821
225・5218

ファイナンシャル・プランナーによる講習「ライフプランニングの実践」。託児あり(3月22日(休)までに要予約)。

日時：3月24日(出)午前10時

会場：中央公民館 対象：市内在住のひとり親家庭の親等 定員：先着15人 申し込み：3月5日(月)午前9時から電話・ファクスで同課

認知症サポーターフォローアップ講座

地域包括ケア推進課 224・6087

埼玉県若年性認知症支援コーディネーター・松本由美子さんによる講演と、市の認知症支援施策についての説明。当日直接会場。

日時：3月12日(月)午後2時

30分(開場は午後1時30分)

会場：ウエスタ川越 多目的ホール 対象：認知症サポーター養成講座を受講済みの方 定員

先着30人 申し込み：3月1日(休)午前10時から電話で同課

かわごえの生き物をたずねて

環境政策課 224・5866

市内の生き物について実地観察と講義。野外活動できる服装で、筆記用具・タオル持参。

日時：3月27日(火)午前9時

午後0時30分

会場：川越水上公園 定員：先着30人 申し込み：3月1日(休)午前10時から電話で同課

先着250人 持ち物：オ

*会場は問い合わせと同じ。対象はどなたでも。定員なし。経費は無料の場合は記載を省略しています。